

# ○一般土木工事に係る建設工事共同企業体の 入札参加資格要件の設定について

平成22年12月20日 建情第975号  
各部長、各種委員会事務局長、議会事務局長、  
各部局長、各地方部局長あて建設部長

【沿革】 令和3年3月10日建管第1606号改正、令和5年3月24日建管第1728号改正

このことについて、建設工事共同企業体運用基準（平成13年3月22日付け建情第2289号農政部長、水産林務部長、建設部長通達「建設工事共同企業体運用基準について」）に定めるもののほか、次のとおり取扱いを定め、平成23年4月1日以後に入札を行う工事から適用することとしたので、事務処理を適切に行ってください。

記

## 1 特定建設工事共同企業体

構成員の組合せは、A等級に格付されている者同士の組合せであり、かつ、構成員の1社以上はA1に区分されている者であること。

## 2 経常建設共同企業体（甲型）

- (1) A1等級に格付された経常建設共同企業体の構成員の組合せは、A等級に格付された者同士の組合せであること。
- (2) A2等級に格付された経常建設共同企業体の構成員の組合せは、C等級に格付された者を除く者同士の組合せであること。
- (3) 構成員の事業所の所在地に関する資格要件は、原則として、次により設定すること。

### ア 予定価格の額が2億5千万円以上の場合

A2区分同士で構成しA1等級に格付された経常建設共同企業体については、全ての構成員が施工場所が存する総合振興局又は振興局（以下「総合振興局等」という。）、若しくは施工場所が存する総合振興局等及び近隣の総合振興局等に主たる営業所（建設業許可申請書別表又は別紙二（2）（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第一号別表又は別紙二（2））の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。）を有する者であること。

### イ 予定価格の額が7千万円以上2億5千万円未満の場合

A1等級に格付された経常建設共同企業体については、構成員のうち1者以上は、施工場所が存する総合振興局等、若しくは施工場所が存する総合振興局等及び近隣の総合振興局等に主たる営業所を有する者であることとし、A2等級に格付された経常建設共同企業体については、全ての構成員がこれを満たす者であること。

### ウ 予定価格の額が7千万円未満の場合

全ての構成員は、施工場所が存する総合振興局等、若しくは施工場所が存する総合振興局等及び近隣の総合振興局等に主たる営業所を有する者であること。

なお、契約の適正な履行及び競争性の確保ができ、施工上の技術的難度が比較的平易な工事については、全ての構成員は、施工場所が存する市町村、若しくは施工場所が存する市町村及び近隣の市町村に主たる営業所を有する者であることとすることができる。

（建設管理局建設情報課工事管理グループ）